

事業拡大支援事業実施要綱

制定 平成27年4月1日

一部改正 平成28年3月23日

1 通則

富良野市中小企業振興条例（昭和50年条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づく事業拡大支援事業に係る補助金の交付については、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）又は富良野市中小企業振興条例施行規則（昭和50年規則第6号。以下「条例施行規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

2 目的

意欲ある中小企業者等が作成した経営計画書に基づき行う、新製品開発や新事業展開、販路拡大、販売促進等の事業に対して支援し、富良野市の商工業を振興することを目的とする。

3 定義

- (1) 条例第2条及び条例施行規則第2条の規定により定義されている用語の意義は、この要綱にも適用される。
- (2) この要綱において「新事業展開」とは、補助金交付申請時点で何らかの事業を行っており、その現在行っている事業と、日本標準産業分類の細分類ベースで異なる事業を新たに行うものをいう。

4 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 商工会議所又は商工会※の支援を受けながら取り組む事業であること。
- (2) 補助金交付申請書に添付する経営計画書に基づいて実施するもので、新製品開発や新事業展開、販路拡大、販売促進等に取り組む事業であること。
- (3) 本事業の完了後、売り上げにつながるが見込まれるものであること。
- (4) 条例又は条例施行規則で定める申請者の資格や補助対象となる条件に合致していること。

※支援を受ける商工会議所又は商工会は、以下の区分による。

事業者区分	支援する商工会議所又は商工会
山部地域内で事業を営む者	山部商工会
山部地域以外の地域で事業を営む者	富良野商工会議所

- (5) 次に該当する業種に関連すると認められる事業でないこと。

農業、林業、漁業、水産養殖業、農業サービス業（育苗センター、装蹄業など）、

林業サービス業（狩猟業、植林請負業）

5 補助対象者

(1) 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

ア 条例施行規則第4条で規定する申請者の資格を満たす中小企業者等であること。

イ 申請時点で、事業を営んでいる者であること。

ウ 事業の拡大に向けた経営計画を策定していること。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の店舗等に関する事業を営むものではないこと。

オ 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと。

カ 過去、この事業により補助金の交付を受けた中小企業者等ではないこと。

(2) 酒場、ビヤホールについては、風俗営業法第33条で定める深夜酒類提供飲食店に該当せず、かつ次のいずれかに該当するものを補助対象者とする。

ア 午前11時から午後2時までの時間帯で連続2時間以上営業している店舗

イ 夜時間帯の営業が、午後5時から午後6時までの時間内に開始する店舗

6 補助対象経費

(1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事項いずれにも該当するものとする。

ア 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

イ 補助金の交付決定日以降に発生した経費

ウ 証拠資料等によって金額が確認できる経費

(2) 補助対象経費と認められるものは次に掲げる経費であり、これ以外の経費について補助対象外とする。なお、次に掲げる経費には食料費は含まれないものとする。

ア 機械装置等費

イ 広報費

ウ 展示会等出展費

エ 旅費

オ 開発費

カ 資料購入費（取得価格が税込10万円未満のものに限る）

キ 雑役務費

ク 借料

- ケ 専門家謝金
- コ 専門家旅費
- サ 車両購入費（移動販売等に必要な車両に限る）
- シ 委託費
- ス 外注費（店舗等の新築改修工事に係るものを除く）
- セ その他市長が認めたもの。

7 事業費補助金の率及び額

補助対象経費の額の2分の1以内であって、30万円を限度とする。

8 交付申請

(1) 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、市長へ、富良野市中小企業振興総合補助金交付申請書（別記第1号様式（富良野市中小企業振興条例施行規則に定める様式。以下「別記第〇号様式」において同じ。））に次に掲げる書類を添付して、事業に着手する14日前までに提出しなければならない。

- ア 補助金等交付申請額算出調書（別記第2号様式）
- イ 収支予算書（別記第3号様式）
- ウ 経営計画書（（事業拡大）様式第1号）
- エ 補助事業計画書（（事業拡大）様式第2号）
- オ 事業支援計画書（（事業拡大）様式第3号）
- カ 住民票（抄本）又は法人登記事項証明書
- キ 納税証明書
- ク 暴力団員ではない旨の誓約書（別記様式）
- ケ 営業許可が必要な業種の場合は、許可証の写し
- コ 納税対応状況申出書（別記様式）
- サ 別に指示する添付書類

(2) 交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の63分の17に相当する額を合計した金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、交付申請時において、その額が明らかでない場合については、この限りでない。

(3) 交付申請は、1つの補助対象事業につき、1回限りとする。

9 交付の決定

市長は、「8 交付申請」の補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を

審査のうえ、適正と認められるときは、補助金等の交付決定及び交付額の確定を行い、富良野市中小企業振興総合補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

10 交付の決定の取消し等

市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

11 実績報告

(1) 補助事業者は、事業の完了した日から30日以内に、市長へ富良野市中小企業振興総合補助金事業実績報告書（別記第8号の3様式）に次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- ア 補助金等交付申請額算出調書（別記第2号様式）
- イ 収支決算書（別記第9号様式）
- ウ 補助対象経費に係る領収書の写し（支出未済のものは請求書の写し）
- エ 補助事業実績書（（事業拡大）様式第4号）
- オ その他事業実施の成果物
- カ 成果物の写真
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助事業者は、(1)の実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

12 補助金額の確定

市長は、補助事業者から「11 実績報告」の実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第10号様式）により補助事業者へ通知する。

1 3 補助金の支払

補助事業者は、「1 2 補助金額の確定」の補助金確定通知書による通知を受けた後に、補助金の支払を受けようとするときは、富良野市中小企業振興総合補助金請求書(別記第1 1号の1様式)を市長に提出しなければならない。

1 4 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- (1) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。
- (2) 市長は、(1)の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- (3) (2)の返還すべき額が納期内に納付されない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

1 5 帳簿及び書類の備付け

補助事業者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し、かつこれを事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

1 6 財産の管理等

- (1) 補助事業者は、補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳((事業拡大)様式第5号)を備え管理しなければならない。
- (3) 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、「1 1 実績報告」で規定された実績報告書に取得財産等管理明細表((事業拡大)様式第6号)を添付しなければならない。
- (4) 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を市に納付させることがある。

1 7 財産の取得の制限

取得財産等のうち、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案し市長が別に定める期間は処分することができない。ただし、補助事業者が、処分を制限された取得財産等を処分することについて、あらかじめ市長の承認を受けた場合についてはこの限りでない。

18 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。